

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学後援等名義使用要領

平成17年3月1日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要領は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の後援（協賛）、共催等の名義（以下「後援等名義」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところとする。

- (1) 後援（協賛） 本学が当該事業を外部から支援することをいう。
- (2) 共催 本学が主催者の一員となって当該事業を他の団体等と共同して実施することをいう。

(許可基準)

第3条 後援等名義の使用については、その目的が明らかに教育、学術、文化及び地域の発展の向上に寄与するもので、かつ本学にとって有益となるものについて許可することとする。

(使用名義)

第4条 本学が使用を承認する後援等名義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 奈良先端科学技術大学院大学
- (2) 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学

(主催者)

第5条 後援等名義の使用については、次の各号のいずれかに該当する団体等に許可することができる。

- (1) 国の機関
- (2) 地方公共団体
- (3) 教育研究機関
- (4) 学術団体
- (5) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及び政治団体等を除く。）
- (6) その他学長が認める団体

(申請)

第6条 後援等名義を使用するものは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を学長に提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 事業の目的、計画その他事業の内容等に関する事項
 - (2) 主催代表者又は責任者等の氏名、住所、身分等に関する事項
- 2 前項に規定する申請書は、その様式を問わないものとする。

(変更内容の報告)

第7条 後援等名義の使用を許可されたものは、申請事項に変更があった場合は、直ちに当該変更後の内容を報告しなければならない。

(許可の取消)

第8条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、後援等名義の使用の許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 許可条件に違反したとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載があったとき。

(事務)

第9条 後援等名義の使用許可に関する事務は、企画・教育部企画総務課が行う。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、後援等名義の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

(参考)

(元号) 年 月 日

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学後援等名義使用許可申請書

国立大学法人
奈良先端科学技術大学院大学長 殿

住 所
電話番号
機関又は団体名
代表責任者名
E-mail アドレス

下記の事業に奈良先端科学技術大学院大学の後援等名義を使用したいので、許可願います。

記

事業の名称	
事業の目的	
使用日時・期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 時 分 時 分
場所	
参加対象者	
参加費	有 ・ 無
他の後援共催団体名	
備考	